

第2回 小谷村景観計画検討委員会 議事録（案）

開催日・開催場所

開催日時 令和3年11月12日（金） 18時00分から19時20分まで
場 所 小谷村役場201会議室

協議状況（会議事項）

1 開会

2 村長挨拶

3 議事

- (1) これまでの経緯
- (2) 「小谷村景観づくり計画」（素案）について
- (3) 今後のスケジュールについて

4 質疑応答

- (1) これまでの経緯
(質疑等なし)

- (2) 「小谷村景観づくり計画」（素案）について
〈三好委員〉

p27について、県の基準より太陽光発電だけ厳しくして動き出すかと思いますが、下から4行目に「景観審議会による審議を経て変更される場合があります」という記述があるんですけども、どんな場合を想定されていますか。

〈事務局〉

基準については、県の基準をベースとして景観計画をスタートします。その後、例えば柵池のロータリーの周辺の地域がみんなまとまって、どうしてもうちの部分だけは、例えば高さの制限をもう少しきつくしたいとか、道路に面した場合には室外機を付けたくないとか、そういった地域独自の制限を設けたいといったような要望が上がってくれば、審議会の中で審議をさせていただいて、この地域限定として指定をしていく、そのためには審議会の審議を経て、この計画の中の一部地域はこういうふうに変えていきますよということで順次更新させていきたい、そのようなものを想定して入れさせていただいています。

〈松澤委員長〉

20 平米というのは、かなり厳しい条件かと思えます。ソーラーパネルが 2 枚入るかどうかという面積です。他にありますか。

〈堀委員〉

実際に届け出された時に、p29 の景観育成基準に適合しているかを見ることになると思いますが、例えば太陽光パネルを設置したときに、該当する基準を見るとかなり抽象的な記述になっているので、本当に規制できるのかと感じたところです。条例化するときに具体化されるのかと思えますが、その辺りをどのように考えていますか。

〈事務局〉

正直、そこを突っ込まれると一番答えづらい部分のところですが、今県と協議している中でお聞きすると、県の方でもやはりその辺が一番苦労されているというところだそうです。小谷村に関しても、独自に審査していくとなると、それは細かく決めておけばいいんですけども、それを決めるとなると膨大な時間を費やして、いつまでたってもこの計画が固まらない、それを危惧しています。計画策定が遅れることによって開発がどんどん入り込んできてしまう、まずはそこを避けなきゃいけないということで、今回のこの育成基準の中では少しぼやかしたような表現になっています。基本的には県と同じ表現とさせていただいています。実際に届出が出てきたパターンに応じて、こういったケースはどういうふうに判断していけば良いのかを県にもご相談をさせていただきたいと考えています。担当者の仕事は増えますけれども、県と調整をしながら進めさせてもらいたいと考えています。

〈三好委員〉

今の太陽光のことで追加させていただいてよろしいでしょうか。太陽光パネルに関して、長野県ではこの曖昧な記述に加えて、独自の基準、目安を別途作って公表しています。

〈千國委員〉

自分が勉強不足で教えてほしい点があるんですけども、そもそもというか、この景観づくり計画と村の開発指導要綱の取扱いがどう変わってくるのかが分からないので教えてください。

〈事務局〉

村の開発指導要綱というのは、ご存知の通り別に作ってあります。それにつきましては、梅池の旅館地域ですか、分譲地の中など、ポイントを絞って制限をかけています。今回の景観づくり計画は村全体に対してどういう風に景観を守っていくかという計画なので、あくまで要綱は守って行かなければならないんですけども、今回作る景観計画とは当然整合性を図っていかなくいけないので、まずは今回この景観計画の土台の部分、全体像を作ります。具体的な数字としては、今のところ p27 に記載した部分しか入っていないんですが、それ以外の部分につきましては今後要綱とのすり合わせが必要になってくるので、計画が出来た段階で要綱と突き合わせをします。今のところ、要綱と景観計画が合わないことはほぼないと事務局の方で考えていますが、合わない部分がありましたら、景観計画または開発指導要綱の直すべき方を修正していきたいと考えています。さらに景観条例がぶら下がってくるので、条例と計画と指導要綱、この 3 つを整合させたものに修正をしていくことを考えています。

〈千國委員〉

29 ページ辺りにスキー場・観光地域の基準がありますが、今後、要綱または計画を見直してすり合わせを行っ

ていくということで、今日のところは計画の方を見ていけば良いということによろしいですか。

〈事務局〉

そのとおりです。

(3) 今後のスケジュールについて

〈三好委員〉

最初に配っていただいたこちらのイメージについて、景観行政団体の移行は「景観行政団体移行の公示をしてから30日以上」としていますが、今後のスケジュールでは移行が6月になっていますが、公告縦覧の時期と整合は取れるのでしょうか。

〈事務局〉

下から2段目の公告縦覧というのは、流れのイメージの中でいうところの下から2番目の「景観計画の告示縦覧」法第9条6項、こちらをイメージしています。今三好委員の言われた法第98条第3項の公示につきましては、特にこの中には記載していないんですが、4月～6月の中でその手続きを済ませたいというふうを考えています。

お願いばかりで申し訳ないんですが、先程の意見のところだけ、できれば金曜日までに何とか、議会への報告がありますので、期限厳守でお願いしたいと思います。

〈沢渡委員〉

どこの項目になるのか分からないけれど、廃屋の問題とか、最近ナンバーのない放置車両があちこちに見られるというのはどのように考えていますか。

〈事務局〉

ナンバーのない車に関しては、役場の中の縦割りではないんですが、住民系の管轄でその対応をしているようです。これに関しては住民系と相談しまして、当然見た目が悪いですから景観的にというお話もあると思うんですけども、ここは担当課の方と協力して対処していきたいと思っています。空き家に関しては集落支援係というのがこの春からできまして、そこで空き家の関係を一括して、廃屋なのか、活用なのかという点で相談にのってもらえる体制ができていますので、空き家に関しては建設係と集落支援係で協議しながら進めていけばなというふうに考えています。まったくそのまま放置しておくということではなくて、そういう要望を住民の皆さんからいただければ、特に景観計画の中というよりは住民生活において困るものに対する対応、という形でとらせていただければいいかなと考えています。

〈中村村長〉

今のような話なら、合わせてこういうところに反映してくださいと住民の方から上がってきて、皆さんの方でぜひそうしたら良いと決めていただければと思います。ぜひ皆さんもそういういったもの考えていただければと思います。

25日までという本当にタイトなスケジュールで皆さんにお願いするんですが、それぞれの委員の皆さんでメールアドレスをお持ちであれば、資料もそちらから送ったら楽という人もいるのではないのでしょうか。メールアドレスがない、紙ベースの方が楽という人もいらっしゃると思いますが。

〈事務局〉

もしご希望ありましたら、今回の資料につきましてはデータでありますので、後ろのところに建設系のメールアドレスを入れてありますから、資料請求とか書いてメールを送っていただければ、そこにメールを送ります。この素案も欲しいとか、この資料が欲しいといったご要望がありましたら、対応させていただきます。

今後なんですけども、こういった資料もなるべく事前にお送りして、目を通していただければと思いますので、資料の方も早めに作成をして、1週間前にはお送りして、ざっとでもいいのでこの会議が始まる前に一度目を通していただければ、ここでの議論ももうちょっと活発になるのではと考えております。

今回は間に合わずに今日お配りして、少し時間をとらせていただいてご意見をいただくという形をとらせていただきましたが、次回からはそのように努めてまいります。

〈沢渡委員〉

それについて、今日いきなりここで資料をもらって説明されても何も分からない。事前にほしいと思っていました。私は明治の人間なので、今のものはできないので、紙でいただきたい。

〈松澤委員長〉

ここにおいでの方はほとんど日常的にパソコンを使っている方ばかりだと思いますが、実は私などもスマホというものが来てからほとんどパソコンを開いていません。私もどちらかという紙の方がありがたいというのがあります。メールでの送付を希望される方は、そのように事務局へ申し込んでください。

〈丸山委員〉

素案の p41 から資料編としてプラン集というものが載っていますが、これらはどのくらい具体性があるのかなというのが1つありまして、「これらのプランに取り組むことで結果として小谷村の景観をより良いものにしていきます」ということなんですけど、例えば総合計画ですと「推進します」「検討します」といった感じで文言が書かれているんですけど、これだと「ベンチを設置します」とか「駐車スペースを確保します」と、やる感じで読み取れるかと思えます。確かに〔村〕〔住民〕といろいろ区分けして取り組めるような形になっているかと思うのですが、取り組めるような形になっているのか、取り組むのか、そこら辺のニュアンスはどうでしょうか。

〈事務局〉

このプラン集に関しては、あくまでプラン案という形で、特に住民の皆さんについてはこういう何かしらの具体的な例示がないとイメージが湧かないかなということを考えています。今ここに書いてあるプラン集は、これをやらなきゃいけないということではなくて、こういった案も考えられますということで、担当課も含めてできそうなものを案としてお示ししている参考資料です。なので、行政側にやれと言っているわけではありません。逆に住民の皆さんの方には、こんなことも行政とやれるんだ、民間でもこういうことができるんだというのをイメージしてもらいやすくするために、このプラン集を参考資料で添付しているという位置づけです。

〈丸山委員〉

「案」というのはどこにも出てきていなくて、言い切ってしまうので、村がやるんだなと受け止められかねないと思います。

〈事務局〉

その辺は調整させてください。

〈沢渡委員〉

プランの 4 にある「小谷村のファンづくりをする」、難しいけれど一番大事なことだと思います。目で見ただけが景観ではなくて、心にも景観はある。来てみても、来てみなくても、何となく行ってみたいくなるような、難しくても表現できないけれども、心の中の景観、そこが一番大事だと思います。そういうことの表現はどうやったら入れられるのでしょうか。簡単にいえば、気軽にあいさつするとか、観光で来られたお客様に気軽に声をかける、聞かれたら親切に教えるといったことが一番大事だと思います。

〈松澤委員長〉

先ほどの紙へそういったことも書いていただければ、検討させていただきます。他になければ本日の議論はここまですべてとさせていただきます、事務局へお返しします。

5 閉会